

3 6 協定（時間外・休日労働に関する協定届）を締結して 時間外労働を適法に行いましょう

玉島商工会議所 労働保険事務組合

★労働基準法第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを所轄労働基準監督署長に届け出た場合においては、法定の労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる（中間を一部省略）。

3 6 協定のおおまかな作成手順

3 6 協定の様式は、[厚生労働省ホームページ](#)からダウンロードしてください →



1. 労働者同士で話し合い、労働者代表を決めてもらう



2. 事業主と労働者代表で、時間外&休日労働について話し合いの場を設け、合意に至ったら所定の様式に記入し、労使双方の署名をする



3. 労働基準監督署に提出する



- ※ 1. 「労働者」及び「労働者を代表する者」には、範囲及び要件があります。
 - ※ 2. 対象となる者の範囲、対象期間、どのような場合に時間外・休日労働をするか、延長して労働させる時間数又は休日労働させることができる日数、などを定めていきます。
 - ※ 3. 提出して初めて効力が発生します。有効期間は1年間です（自動更新可）。
 - ※ 4. 特別条項付3 6協定については、別途要件があります。
- 詳細は他にもあります。まずはご相談ください。